様式第１号（乙）（第２条関係）

収　支　報　告　書

令和５年５　月10日

堺市議会議長　様

議員氏名　　青谷　幸浩 [redacted]

（報告者が自署しない場合は、記名押印をしてください。）

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第７条第１項の規定により、令和４年度政務活動費について次のとおり報告します。

収　入

（単位　円）

収入の種類	決算額	算出基礎等
１政務活動費	3,240,000	@270000円　×　12ヶ月　＝　3,240,000 円
２その他	20,419	自己資金
収入合計	3,260,419	

支　出

使途項目	決算額	左のうち政務活動費充当額	備考
調査研究費	87,880	87,880	ガソリン代等
研修費			
要請・陳情活動費			
会議費			
資料作成費			
資料購入費	51,600	51,600	新聞代
広報・広聴費	1,269,240	1,269,240	議会レポート制作代、ホームページ管理料等
人件費	1,080,000	1,059,581	市政の事務補助や陳情受付の職員の人件費
事務・事務所費	771,699	771,699	車リース代、事務用品代等
支出合計	3,260,419	3,240,000	

様式第１４号（第７条関係）

令和４年度　　事業実施報告書

会派の名称・議員氏名　　大阪維新の会　青谷　幸浩

主な事業・行事名	期　　日	内　容　の　説　明
人件費	R4.4～R5.3	市政事務での市政対策補助や陳情受付等のために、職員を雇用した。
資料購入	R4.4～R5.3	新聞代。
事務・事務所費	R4.4～R5.3	事務所で必要な備品、事務用品の購入を行った。 車リース代。
調査・研究費	R4.4～R5.3	市政の調査、陳情のガソリン代
広報・広聴費	R4.4～R5.3	議会レポート政策代、ホームページ管理料等。

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　青谷　幸浩

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
4月1日	4・1		2,400	-2,400	ガソリン代	①	
4月4日	4・2		63,360	-65,760	車リース代	⑨	
4月8日	4・3		4,592	-70,352	ガソリン代	①	
4月8日	4・4		64,000	-134,352	人件費	⑧	
4月8日	4・5	810,000		675,648	（政務活動費4.5.6月分）		
4月22日	4・6		4,300	671,348	新聞代（4月分）	⑥	
4月24日	4・7		5,208	666,140	ガソリン代	①	
月計		810,000	143,860				
累計		810,000	143,860	666,140			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　　青谷　幸浩

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
5月1日	5・1		4,180	661,960	コピー機	⑨	
5月2日	5・2		63,360	598,600	車リース代	⑨	
5月10日	5・3		64,000	534,600	人件費	⑧	
5月16日	5・4		4,300	530,300	新聞代（5月分）	⑥	
5月29日	5・5		3,586	526,714	プリンター（インク代）	⑨	
月計		0	139,426				
累計		810,000	283,286	526,714			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　　青谷　幸浩

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
6月2日	6・1		63,360	463,354	車リース代	⑨	
6月4日	6・2		4,000	459,354	ガソリン代	①	
6月10日	6・3		64,000	395,354	人件費	⑧	
6月16日	6・4		4,300	391,054	新聞代（6月分）	⑥	
6月21日	6・5		4,800	386,254	ガソリン代	①	
月計		0	140,460				
累計		810,000	423,746	386,254			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　青　谷　幸　浩

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
7月4日	7・1		63,360	322,894	車リース代	⑨	
7月7日	7・2		5,696	317,198	ガソリン代	①	
7月8日		810,000		1,127,198	（政務活動費7.8.9月分）		
7月8日	7・3		64,000	1,063,198	人件費	⑧	
7月20日	7・4		5,504	1,057,694	ガソリン代	①	
7月23日	7・5		4,300	1,053,394	新聞代（7月分）	⑥	
月計		810,000	142,860				
累計		1,620,000	566,606	1,053,394			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　谷　幸　浩

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
8月2日	8・1		63,360	990,034	車リース代	⑨	
8月10日	8・2		64,000	926,034	人件費	⑧	
8月14日	8・3		4,400	921,634	ガソリン代	①	
8月16日	8・4		4,300	917,334	新聞代（8月分）	⑥	
8月24日	8・5		4,000	913,334	ガソリン代	①	
8月29日	8・6		3,613	909,721	プリンター（インク代）	⑨	
月計		0	143,673				
累計		1,620,000	710,279	909,721			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　青谷章浩

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
9月2日	9・1		63,360	846,361	車リース代	⑨	
9月3日	9・2		2,680	843,681	ガソリン代	①	
9月9日	9・3		64,000	779,681	人件費	⑧	
9月10日	9・4		5,400	774,281	ガソリン代	①	
9月19日	9・5		4,300	769,981	新聞代（９月分）	⑥	
月計		0	139,740				
累計		1,620,000	850,019	769,981			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　　青谷　幸浩

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
10月3日	10・1		63,360	706,621	車リース代	⑨	
10月7日	10・2		5,144	701,477	ガソリン代	①	
10月7日		810,000		1,511,477	（政務活動費10,11,12月分）		
10月7日	10・3		64,000	1,447,477	人件費	⑧	
10月22日	10・4		4,300	1,443,177	新聞代（10月分）	⑥	
月計		810,000	136,804				
累計		2,430,000	986,823	1,443,177			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　青谷　幸浩

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
11月1日	11・1		4,000	1,439,177	ガソリン代	①	
11月2日	11・2		63,360	1,375,817	車リース代	⑨	
11月10日	11・3		64,000	1,311,817	人件費	⑧	
11月18日	11・4		4,300	1,307,517	新聞代（11月分）	⑥	
11月18日	11・5		5,464	1,302,053	ガソリン代	①	
月計			141,124				
累計		2,430,000	1,127,947	1,302,053			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　青谷　幸浩

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
12月1日	12・1		2,960	1,299,093	ガソリン代	①	
12月2日	12・2		63,360	1,235,733	車リース代	⑨	
12月9日	12・3		64,000	1,171,733	人件費	⑧	
12月13日	12・4		265,760	905,973	議会レポート制作代（44,000枚）	⑦	
12月18日	12・5		4,300	901,673	新聞代（12月分）	⑥	
12月22日	12・6		325,080	576,593	議会レポートポスティング代	⑦	
月計			725,460				
累計		2,430,000	1,853,407	576,593			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　　青谷　幸浩

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
1月4日	1・1		63,360	513,233	車リース代	⑨	
1月10日		810,000		1,323,233	(政務活動費1,2,3月分)		
1月10日	1・2		64,000	1,259,233	人件費	⑧	
1月10日	1・3		104,000	1,155,233	人件費	⑧	
1月10日	1・4		5,264	1,149,969	ガソリン代	①	
1月16日	1・5		92,400	1,057,569	ホームページ管理料	⑦	
1月19日	1・6		4,300	1,053,269	新聞代（1月分）	⑥	
1月28日	1・7		5,600	1,047,669	ガソリン代	①	
月計		810,000	338,924				
累計		3,240,000	2,192,331	1,047,669			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　青谷　幸浩

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2月2日	2・1		63,360	984,309	車リース代	⑨	
2月10日	2・2		64,000	920,309	人件費	⑧	
2月10日	2・3		104,000	816,309	人件費	⑧	
2月21日	2・4		4,300	812,009	新聞代（2月分）	⑥	
2月27日	2・5		5,440	806,569	ガソリン代	①	
月計		0	241,100				
累計		3,240,000	2,433,431	806,569			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

様式第１０号（第６条関係）

会　計　帳　簿

会派の名称・議員氏名　　青谷　幸浩

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
3月2日	3・1		63,360	743,209	車リース代	⑨	
3月10日	3・2		64,000	679,209	人件費	⑧	
3月10日	3・3		104,000	575,209	人件費	⑧	
3月11日	3・4		5,328	569,881	ガソリン代	①	
3月14日	3・5		325,080	244,801	ポスティング代	⑦	
3月20日	3・6		260,920	-16,119	議会レポート製作代（44,000枚）	⑦	
3月22日	3・7		4,300	-20,419	新聞代（3月分）	⑥	
月計		0	826,988				
累計		3,240,000	3,260,419	-20,419			

備考　1　「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など）

2　「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

参考様式第１号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名　　青谷　幸浩

ふりがな	[redacted]	
被雇用者の氏　名	[redacted]	
生年月日	[redacted]年[redacted]月[redacted]日	
住　所	〒[redacted] 堺市[redacted]	
雇用期間（雇用開始日）	2022年1月1日　～　2022年12月31日	
雇用形態	☑直接雇用　　□その他（派遣等　　）	
勤務時間数	20時間　/　週　（1日　4時間×　5日　/　週）	
賃金額	☑月額　□日額　□時給	８０，０００円
業務内容	☑政務活動　□政党活動　☑後援会活動　□(　　)活動	
按分	８０％	☑勤務実態をもとに算定　※「備考欄を参照」 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間)　　時間 （週勤務時間数）　　時間
		□職務内容をもとに算定
議員との関係	□生計を一にしない親族　☑第三者　□その他（　　） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備　考	政務活動専任として雇用しているが、政務活動以外の活動が全くはいらないとも言い切れないため、念のため80%按分としている。	

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	１／２
政務活動＋後援会活動＋政党活動	１／３

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

参考様式第２号

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生　年　月　日
氏　　名	[redacted]	[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
現　住　所	堺市[redacted]	TEL [redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	2022年1月1日から　2022年12月31日まで
就業場所	堺市中区陶器北51-5 青谷　幸浩市政事務所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、配布。
就業時間 （休憩時間）	午前・午後９時　３０分から　午前・午後　２時　３０分まで （　12：00～13：00　（勤務時間内で）　）
休　　日	夏季休暇　年末年始、土、日、祝日
給与（賃金）	月額　８０，０００－
給与支払	毎月末締め、１０日払い
給与振込先	手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

2021年12月25日

雇用者　堺市議会議員　青谷　幸浩

被雇用者 [redacted]

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2022 年 3 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備　考
				基 本	時間外	
1	火	09:29	14:33	04:00		
2	水	09:24	14:32	04:00		
3	木	09:29	14:30	04:00		
4	金	09:24	14:37	04:00		
5	土					
6	日					
7	月					休み
8	火					休み
9	水	09:30	14:34	04:00		
10	木	09:25	14:34	04:00		
11	金	09:28	14:31	04:00		
12	土					
13	日					
14	月					休み
15	火	09:22	14:30	04:00		
16	水	09:30	14:37	04:00		
17	木	09:26	14:31	04:00		
18	金	09:26	14:32	04:00		
19	土					
20	日					
21	月					休み
22	火	09:29	14:35	04:00		
23	水	09:27	14:31	04:00		
24	木	09:27	14:33	04:00		
25	金	09:27	14:31	04:00		
26	土					
27	日					
28	月					休み
29	火	09:30	11:31	02:00		早退
30	水	09:28	14:34	04:00		
31	木	09:27	14:31	04:00		
			合計	70		
			出勤日数	18日		

確認印 [redacted]

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2022 年 4 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備　考
				基 本	時間外	
1	金	09:29	14:33	04:00		
2	土					
3	日					
4	月	09:24	14:37	04:00		
5	火	09:24	14:32	04:00		
6	水	09:29	14:30	04:00		
7	木	09:24	14:30	04:00		
8	金	09:29	14:30	04:00		
9	土					
10	日					
11	月	09:28	14:31	04:00		
12	火	09:30	14:33	04:00		
13	水	09:25	14:34	04:00		
14	木	09:30	14:38	04:00		
15	金	09:28	14:34	04:00		
16	土					
17	日					
18	月					休み
19	火	09:26	14:32	04:00		
20	水	09:30	14:34	04:00		
21	木	09:25	14:37	04:00		
22	金	09:29	14:35	04:00		
23	土					
24	日					
25	月	09:25	14:31	04:00		
26	火	09:30	14:34	04:00		
27	水	09:25	11:40	02:00		早退
28	木					休み
29	金					祝日
30	土					
			合計	70		
			出勤日数	18日		

確認印 [redacted]

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2022 年 5 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					GW休暇
2	月					GW休暇
3	火					GW休暇
4	水					GW休暇
5	木					GW休暇
6	金					GW休暇
7	土					
8	日					
9	月	09:30	14:32	04:00		
10	火	09:25	14:34	04:00		
11	水	09:20	14:31	04:00		
12	木	09:25	14:35	04:00		
13	金	09:28	14:31	04:00		
14	土					
15	日					
16	月	09:30	14:37	04:00		
17	火	09:26	14:31	04:00		
18	水	09:24	14:32	04:00		
19	木	09:22	14:30	04:00		
20	金	09:30	14:37	04:00		
21	土					
22	日					
23	月	09:26	14:31	04:00		
24	火	09:27	14:33	04:00		
25	水	09:27	14:31	04:00		
26	木	09:22	14:30	04:00		
27	金	09:30	14:37	04:00		
28	土					
29	日					
30	月	09:28	14:36	04:00		
31	火	09:27	14:31	04:00		
			合計	68		
			出勤日数	17日		

確認印 [redacted]

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2022 年 6 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	09:27	14:32	04:00		
2	木	09:25	14:34	04:00		
3	金	09:20	14:31	04:00		
4	土					
5	日					
6	月					休み
7	火					休み
8	水	09:25	14:35	04:00		
9	木	09:28	14:31	04:00		
10	金	09:26	14:34	04:00		
11	土					
12	日					
13	月					休み
14	火	09:27	14:34	04:00		
15	水	09:22	14:32	04:00		
16	木	09:30	14:37	04:00		
17	金	09:24	14:34	04:00		
18	土					
19	日					
20	月	09:23	14:33	04:00		
21	火	09:30	14:31	04:00		
22	水					休み
23	木	09:30	14:37	04:00		
24	金	09:28	14:34	04:00		
25	土					
26	日					
27	月					休み
28	火	09:22	14:30	04:00		
29	水	09:30	14:37	04:00		
30	木	09:22	14:30	04:00		
			合計	68		
			出勤日数	17日		

確認印

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2022 年 7 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金					休み
2	土					
3	日					
4	月	09:24	14:37	04:00		
5	火	09:24	14:32	04:00		
6	水	09:29	14:30	04:00		
7	木	09:30	14:31	04:00		
8	金	09:25	14:34	04:00		
9	土					
10	日					
11	月	09:28	14:31	04:00		
12	火	09:30	14:34	04:00		
13	水	09:25	14:34	04:00		
14	木	09:30	14:34	04:00		
15	金	09:25	14:34	04:00		
16	土					
17	日					
18	月					祝日
19	火					休み
20	水	09:27	14:36	04:00		
21	木	09:27	14:31	04:00		
22	金	09:27	14:33	04:00		
23	土					
24	日					
25	月					休み
26	火	09:30	14:33	04:00		
27	水	09:28	14:34	04:00		
28	木	09:27	14:31	04:00		
29	金	09:30	14:37	04:00		
30	土					
31	日					
			合計	68		
			出勤日数	17日		

確認印

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2022 年 8 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月	09:26	14:31	04:00		
2	火	09:24	14:32	04:00		
3	水	09:26	14:38	04:00		
4	木	09:24	14:32	04:00		
5	金	09:22	14:30	04:00		
6	土					
7	日					
8	月	09:26	14:40	04:00		
9	火	09:30	14:32	04:00		
10	水	09:25	14:34	04:00		
11	木					お盆休み
12	金					お盆休み
13	土					お盆休み
14	日					お盆休み
15	月					お盆休み
16	火					お盆休み
17	水					お盆休み
18	木	09:24	14:32	04:00		
19	金	09:22	14:30	04:00		
20	土					
21	日					
22	月					休み
23	火	09:26	14:31	04:00		
24	水	09:27	14:33	04:00		
25	木	09:29	14:33	04:00		
26	金	09:22	14:30	04:00		
27	土					
28	日					
29	月					休み
30	火	09:28	14:36	04:00		
31	水	09:27	14:31	04:00		
			合計	64		
			出勤日数	16日		

確認印

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2022 年 9 月 ）

氏名: [redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:30	14:32	04:00		
2	金	09:25	14:34	04:00		
3	土					
4	日					
5	月					休み
6	火	09:24	14:34	04:00		
7	水	09:20	14:31	04:00		
8	木	09:25	14:35	04:00		
9	金	09:28	14:31	04:00		
10	土					
11	日					
12	月					休み
13	火	09:28	14:31	04:00		
14	水	09:27	14:34	04:00		
15	木	09:22	14:30	04:00		
16	金	09:30	14:37	04:00		
17	土					
18	日					
19	月					祝日
20	火	09:23	14:33	04:00		
21	水	09:27	14:31	04:00		
22	木	09:22	14:30	04:00		
23	金	09:30	14:37	04:00		祝日
24	土					
25	日					
26	月					休み
27	火					休み
28	水	09:27	14:33	04:00		
29	木	09:21	14:31	04:00		
30	金	09:22	14:30	04:00		
			合計	68		
			出勤日数	17日		

確認印 [redacted]

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2022 年 10 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					休み
4	火	09:25	14:34	04:00		
5	水	09:23	14:35	04:00		
6	木	09:28	14:31	04:00		
7	金	09:20	14:31	04:00		
8	土					
9	日					
10	月	09:22	14:30	04:00		祝日
11	火	09:30	14:37	04:00		
12	水	09:22	14:30	04:00		
13	木	09:24	14:37	04:00		
14	金	09:27	14:34	04:00		
15	土					
16	日					
17	月					休み
18	火					休み
19	水	09:28	14:30	04:00		
20	木	09:30	14:37	04:00		
21	金	09:27	14:31	04:00		
22	土					
23	日					
24	月	09:27	14:33	04:00		
25	火	09:21	14:31	04:00		
26	水	09:22	14:30	04:00		
27	木	09:22	14:30	04:00		
28	金	09:25	14:33	04:00		
29	土					
30	日					
31	月					休み
			合計	68		
			出勤日数	17日		

確認印 [redacted]

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2022 年 11 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	09:29	14:32	04:00		
2	水	09:25	14:34	04:00		
3	木					祝日
4	金					休み
5	土					
6	日					
7	月	09:27	14:34	04:00		
8	火	09:22	14:32	04:00		
9	水	09:30	14:37	04:00		
10	木	09:24	14:34	04:00		
11	金	09:30	14:37	04:00		
12	土					
13	日					休み
14	月	09:27	14:34	04:00		
15	火	09:22	14:32	04:00		
16	水	09:30	14:37	04:00		
17	木	09:24	14:34	04:00		
18	金	09:23	14:30	04:00		
19	土					
20	日					
21	月					休み
22	火					休み
23	水					祝日
24	木	09:28	14:34	04:00		
25	金	09:27	14:40	04:00		
26	土					
27	日					
28	月	09:22	14:30	04:00		
29	火	09:30	14:37	04:00		
30	水	09:22	14:34	04:00		
合計				68		
出勤日数				17日		

確認印

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2022 年 12 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	09:26	14:31	04:00		
2	金	09:24	14:32	04:00		
3	土					
4	日					
5	月	09:23	14:30	04:00		
6	火	09:30	14:30	04:00		
7	水	09:26	14:31	04:00		
8	木	09:27	14:30	04:00		
9	金	09:30	14:30	04:00		
10	土					
11	日					
12	月	09:30	14:30	04:00		
13	火	09:26	14:31	04:00		
14	水	09:27	14:30	04:00		
15	木	09:30	14:30	04:00		
16	金	09:30	14:37	04:00		
17	土					
18	日					
19	月	09:27	11:36	02:00		早退
20	火	09:30	14:37	04:00		
21	水	09:27	14:31	04:00		
22	木	09:29	14:35	04:00		
23	金	09:27	14:36	04:00		
24	土					
25	日					
26	月					年末年始休暇
27	火					年末年始休暇
28	水					年末年始休暇
29	木					年末年始休暇
30	金					年末年始休暇
31	土					年末年始休暇
			合計	66		
			出勤日数	17		

確認印

参考様式第１号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名　　青谷　幸浩

ふりがな	[redacted]		
被雇用者の氏　名	[redacted]		
生年月日	[redacted]年[redacted]月[redacted]日		
住　所	〒[redacted] 堺市[redacted]		
雇用期間（雇用開始日）	2023年1月1日　～　2023年12月31日		
雇用形態	☑直接雇用　　□その他（派遣等　　）		
勤務時間数	20時間　/　週　（1日　4時間×　5日　/　週）		
賃金額	☑月額　□日額　□時給	８０，０００円	
業務内容	☑政務活動　□政党活動　□後援会活動　□(　　)活動		
按分	８０％	☑勤務実態をもとに算定　※「備考欄を参照」 （週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間）　１６時間 （週勤務時間数）　２０時間	
		□職務内容をもとに算定	
議員との関係	□生計を一にしない親族　☑第三者　□その他（　　） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備　考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	１／２
政務活動＋後援会活動＋政党活動	１／３

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

参考様式第２号

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生　年　月　日
氏　　名	[redacted]	[redacted]年[redacted]月[redacted]日生
現　住　所	堺市[redacted]	TEL [redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	2023年1月1日から　2023年12月31日まで
就業場所	堺市中区陶器北51-5 青谷　幸浩市政事務所
仕事内容	政務活動にかかる補助及び関係書類の作成、配布。
就業時間 （休憩時間）	午前・午後９時　３０分から　午前・午後　２時　３０分まで （　12：00～13：00　（勤務時間内で）　）
休　　日	夏季休暇　年末年始、土、日、祝日
給与（賃金）	月額　８０，０００－
給与支払	毎月末締め、１０日払い
給与振込先	手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

2021年12月25日

雇用者　堺市議会議員　青谷　幸浩

被雇用者 [redacted]

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2023 年 1 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					年末年始休暇
2	月					年末年始休暇
3	火					年末年始休暇
4	水	09:26	10:31	01:00		早退
5	木	09:26	14:31	04:00		
6	金	09:29	14:30	04:00		
7	土					
8	日					
9	月					休み
10	火	09:26	14:31	04:00		
11	水	09:27	14:30	04:00		
12	木	09:26	14:31	04:00		
13	金	09:27	14:32	04:00		
14	土					
15	日					
16	月	09:29	14:30	04:00		
17	火	09:27	14:30	04:00		
18	水	09:30	14:30	04:00		
19	木	09:30	14:37	04:00		
20	金	09:26	14:31	04:00		
21	土					
22	日					
23	月	09:29	14:35	04:00		
24	火	09:27	14:31	04:00		
25	水	09:29	14:35	04:00		
26	木	09:27	14:36	04:00		
27	金	09:27	14:31	04:00		
28	土					
29	日					
30	月					休み
31	火	09:27	11:31	02:00		早退
			合計	67		
			出勤日数	18日		

確認印 [redacted]

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2023 年 2 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	09:26	14:31	04:00		
2	木	09:29	14:30	04:00		
3	金	09:26	14:31	04:00		
4	土					
5	日					
6	月					
7	火	09:27	14:30	04:00		
8	水	09:26	14:31	04:00		
9	木	09:27	14:30	04:00		
10	金	09:26	14:31	04:00		
11	土					
12	日					
13	月					
14	火	09:30	14:30	04:00		
15	水	09:30	14:37	04:00		
16	木	09:29	14:30	04:00		
17	金	09:27	14:30	04:00		
18	土					
19	日					
20	月					
21	火	09:27	14:36	04:00		
22	水	09:27	14:31	04:00		
23	木	09:29	14:35	04:00		
24	金	09:27	14:31	04:00		
25	土					
26	日					
27	月	09:27	14:31	04:00		
28	火	09:27	14:36	04:00		
			合計	68		
			出勤日数	17日		

確認印 [redacted]

参考様式第１号

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名　　青谷　幸浩

ふりがな	[redacted]	
被雇用者の氏　名	[redacted]	
生年月日	[redacted]年[redacted]月[redacted]日	
住　所	〒[redacted] 大阪市[redacted]	
雇用期間（雇用開始日）	令和４年 12 月１日　～　令和５年３月 31 日	
雇用形態	☑直接雇用　　□その他（派遣等　　）	
勤務時間数	24 時間 / 週　（1 日　　４時間×６日 / 週）	
賃金額	☑月額　□日額　□時給	130,000 円
業務内容	☑政務活動　□政党活動　□後援会活動　□(　　)活動	
按分	８０ %	☑勤務実態をもとに算定 （週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間）19.2 時間 （週勤務時間数）24 時間 □職務内容をもとに算定　※下記参照
議員との関係	□生計を一にしない親族　☑第三者　□その他（　　） ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。	
備　考		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	１／２
政務活動＋後援会活動＋政党活動	１／３

（上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。）

参考様式第２号

雇　用　契　約　書

ふりがな	[redacted]	生　年　月　日
氏　　名	[redacted]	[redacted]年[redacted]月[redacted]生
現　住　所	大阪市[redacted]	TEL[redacted]

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和４年 12 月１日から令和５年３月 31 日まで
就業場所	堺市中区陶器北 51-5 青谷　幸浩市政事務所
仕事内容	政務活動や市政陳情にかかる補助及び関係書類の作成、配布。
就業時間 （休憩時間）	午前・午後　11 時 00 分から　　午前・午後　４時　00 分まで （13:00～14:00　　勤務時間内で）　　）
休　　日	冬季休暇　　年末年始
給与（賃金）	月額　130,000―
給与支払	毎月末〆、　10 日払い
給与振込先	手渡し

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は２通作成し、双方が各１通を保管する。

令和４年 11 月 28 日

雇用者　堺市議会議員　青谷　幸浩

被雇用者　[redacted]

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2022 年 12 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	10:58	16:04	04:00		
2	金	10:56	16:06	04:00		
3	土	10:50	16:12	04:00		
4	日					休み
5	月	10:58	16:02	04:00		
6	火	10:52	16:04	04:00		
7	水	10:49	16:07	04:00		
8	木	10:55	16:08	04:00		
9	金	10:58	16:00	04:00		
10	土	10:52	16:10	04:00		
11	日					休み
12	月	10:58	16:03	04:00		
13	火	10:52	16:09	04:00		
14	水	10:59	16:04	04:00		
15	木	10:55	16:06	04:00		
16	金	10:53	16:11	04:00		
17	土	10:52	16:09	04:00		
18	日					休み
19	月	10:54	16:00	04:00		
20	火	10:58	16:03	04:00		
21	水	10:49	16:07	04:00		
22	木	10:50	16:04	04:00		
23	金	10:52	16:02	04:00		
24	土	10:52	16:09	04:00		
25	日					休み
26	月	10:58	16:04	04:00		
27	火	10:52	16:10	04:00		
28	水	10:55	13:09	02:00		早退
29	木					年末休暇
30	金					年末休暇
31	土					年末休暇
			合計	90		
			出勤日数	23日		

確認印 [redacted]

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2023 年 1 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					年始休暇
2	月					年始休暇
3	火					年始休暇
4	水	10:55	16:08	04:00		
5	木	10:59	16:04	04:00		
6	金	10:52	16:04	04:00		
7	土	10:49	16:07	04:00		
8	日					休み
9	月					休み
10	火	10:59	16:04	04:00		
11	水	10:55	16:06	04:00		
12	木	10:58	16:03	04:00		
13	金	10:52	16:09	04:00		
14	土	10:59	16:04	04:00		
15	日					休み
16	月	10:53	16:11	04:00		
17	火	10:58	16:03	04:00		
18	水	10:49	16:07	04:00		
19	木	10:54	16:00	04:00		
20	金	10:58	16:03	04:00		
21	土	10:49	16:07	04:00		
22	日					休み
23	月	10:52	16:02	04:00		
24	火	10:54	16:00	04:00		
25	水	10:58	16:03	04:00		
26	木	10:58	16:04	04:00		
27	金	10:52	16:10	04:00		
28	土	10:55	16:09	04:00		
29	日					休み
30	月	10:58	16:04	04:00		
31	火	10:52	16:10	04:00		
			合計	92		
			出勤日数	23日		

確認[redacted]

参考様式第5号

出 勤 簿 （ 2023 年 2 月 ）

氏名：[redacted]

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備　考
				基 本	時間外	
1	水	10:58	16:04	04:00		
2	木	10:58	16:00	04:00		
3	金	10:49	16:07	04:00		
4	土	10:50	16:04	04:00		
5	日					休み
6	月	10:52	16:04	04:00		
7	火	10:49	16:07	04:00		
8	水	10:55	16:08	04:00		
9	木	10:58	16:00	04:00		
10	金					祝日
11	土	10:53	16:11	04:00		休み
12	日					休み
13	月	10:52	16:09	04:00		
14	火	10:59	16:04	04:00		
15	水	10:55	16:06	04:00		
16	木	10:53	16:11	04:00		
17	金	10:49	16:07	04:00		
18	土	10:50	16:04	04:00		
19	日					休み
20	月	10:58	16:03	04:00		
21	火	10:49	16:07	04:00		
22	水	10:50	16:04	04:00		
23	木					祝日
24	金	10:49	16:07	04:00		
25	土	10:50	16:04	04:00		
26	日					休み
27	月	10:52	16:10	04:00		
28	火	10:55	16:09	04:00		
			合計	88		
			出勤日数	22日		

確認印 [redacted]

自動車リース注文契約書

借受人用

・この注文契約書の裏面の約款は、リース契約の条件及び個人情報の取扱いについて記載しのですから、借受人および連帯保証人におかれましては、これらの事項をよくお読み頂きにご納得の上、ご署名(記名・捺印)ください。
・個人情報の取扱いにつきましては裏面の【個人情報の取扱い】に記載しております。
・3枚目「公正証書作成に係る委任状」は内容を十分ご理解の上、直接ご署名ください。
・自動車リースには、クーリングオフの適用はありませんので、ご留意ください。

令和 2年 8月 7

借受人(甲)(所在地・名称・代表者)

堺市[redacted]
青谷幸治

連帯保証人(住所・氏名・職業)

貸渡人(乙)(所在地・電話番号・名称・代表者)

堺市西区浜寺諏訪森町西1丁24番地
ネッツトヨタ南海株式会社
代表取締役 久保尚平

連帯保証人(住所・氏名・職業)

㊞ ㊞

裏面記載の特約事項に基づき、下記の通り注文いたします。

リース方式 メンテナンス

契約No. [redacted]

借受人 [redacted]
貸渡人 [redacted]
連帯保証人
連帯保証人

(1)自動車明細

車名(型式)	ヴォクシー ZSキラメキ 7ニンノリ / 3BA - ZRR80W-BPXSP(E)
車台番号	[redacted] 初度登録 2年10月 / 登録年月日 2年10月 6日
登録番号	[redacted] 塗色 ホワイトパールクリスタルシャイン(070)
使用の本拠地	大阪府堺市[redacted]
保管場所	大阪府堺市[redacted]

特別仕様付属品:
ホワイトパールクリスタルシャイン
TVキット(DOP)
TZ2カメラ(ブレコ&レーザーレーダパッケージ
BTCセットアップ2
SET01(CRZ+SVOS+CAWコート)
フロアマット トクベツシヨウシヤ
コンソールボックス
サイドバイザーRVワイドタイプ
ETCシャサイキ(ビルトインボイス・ナビレン
ウテキンヨキヨマルチビューバックカメイ
12.1コウセキデスプレイ(V12T-R68C)
TCナビ9インチモデル(NSZT-Y68T)

(2)リース期間 令和 2年10月 6日~令和 7年10月 5日, 60カ月

リース料	毎月	72,000 円	(総額	4,320,000 円)
消費税(10 %)	毎月	7,200 円	(総額	432,000 円)
(3)支払月額	毎月	79,200 円	(総額	4,752,000 円)

(4)支払期日
第 1 回 令和 2年 9月 2日 支払
第 2 回 令和 2年 10月 2日 支払
第 3 回~第 60 回 毎月 2日 支払
第 回 令和 年 月 日 支払

(5)前払金 円 令和 年 月 日 支払
充当方法 第 回 円
第 回~第 回 各 円

(6)保証金 円 令和 年 月 日 支払

(7)支払方法 1. 約束手形 2. 銀行振替 3. 銀行振込 4. (トヨタファイナンス)
銀行 紀陽 銀行 泉ヶ丘 支店

(8)リース料に含まれる項目 (○含まれる ×含まれない)

○	登録納車費用	×	事故修理(車両保険付保時)
○	自動車税環境性能割	○	オイル交換 5000Km/毎
○	自動車重量税(初回のみ)	○	バッテリー交換(2個まで)
○	自動車賠償責任保険(初回のみ)	×	巡回サービス 1回/ ヶ月
○	自動車税(種別割)(期間中)	○	タイヤ交換 8 本まで / 本まで / 本まで / 本まで
×	道路関連サービス		
○	任意保険(期間中)		
○	車検(定期点検整備及び継続検査)		
○	法定定期点検整備	×	代車の提供( )
○	一般修理		

(9)任意保険内容

保険会社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険種別	1. SAP 2. PAP 3. (タフ・クルマのみ)
フリート区分	1. フリート 2. ノンフリート
年令制限	1. 21歳未満 2. 26歳未満 3. 全年令担保
割引率	-45 %
対人	無制限百万円
対物	無制限百万円,免責 0 万円
搭乗者	1名 50百万円,1事故 百万円
車両(免責 万円)	1年目 350 万円,2年目 280 万円 / 3年目 230 万円,4年目 195 万円 / 5年目 160 万円

(10)引渡予定日 令和 年 月 日
引渡場所

(11)担当テクノショップ ネッツトヨタ南海株式会社 諏訪森 店

(12)契約走行距離 1,300 km/月 (13)超過走行料 0 円/km

(14)残価の精算 1. する(予定残存額 円) 2. しない

(15)規定損害金 元本額 3,660,450 円
逓減月額 47,198 円

036

(16)特約事項

担当者 [redacted]

約　款

【個人情報の取扱い】

第1条（個人情報の利用の同意）
注文主及び登録名義人（使用者）、連帯保証人は、リース会社（以下「当社」という）が、注文主については、下記1～5、登録名義人（使用者）については、下記1～4、連帯保証人については、下記2,3,5の目的のため、注文主及び登録名義人（使用者）、連帯保証人の住所、氏名など表面記載の個人情報を利用することに同意します。1．定期点検、車検及び保険内容等のご案内を提供するため、お知らせすること。2．自動車、保険、携帯電話、その他当社において取扱う商品・サービス等あるいは、各種イベント・キャンペーン等の開催について、ご案内すること。3．自動車、保険、携帯電話、その他当社において取扱う商品・サービス等についてアンケート調査を実施すること。4．商品・サービスの品質向上や開発等あるいはお客様からの商品・サービス等に関するお問い合わせ・ご要望に対し適切に対応すること。5．与信判断・与信管理。
注文主及び登録名義人（使用者）は、下表の通り、当社が個人情報を第三者に提供すること（下表7は、リース車がトヨタ車の場合のみ）に同意します。ただし、注文主及び登録名義人（使用者）は、当該第三者への提供の停止を求めることが出来ます。

提供内容	提供先	提供先の利用目的
注文日、車名、車色、型式等自動車にかかわる情報及び、注文主及び登録名義人（使用者）の氏名・住所など、表面記載の個人情報（以下「表面記載の個人情報」という）及び、today、当社がサービス入庫等を通して把握する「表面記載の個人情報」の変更情報	トヨタ自動車株式会社 トヨタ自動車株式会社と情報提供契約を締結した者	注文主及び登録名義人（使用者）に、商品の企画・開発等あるいはお客様満足度向上策等の検討の参考にする目的で、お車をリースした動機などあるいは当社のお客様対応などについてアンケート調査を実施すること
	当社が損害保険代理店委託を受けている損害保険会社	注文主及び登録名義人（使用者）に対しての、各損害保険の募集及び加入に関すること
	トヨタファイナンス株式会社	与信判断及び与信後の管理のため
	トヨタ自動車株式会社	注文主及び登録名義人（使用者）に、商品・サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行うこと
表面記載の個人情報及び注文主及び登録名義人（使用者）からのお問い合わせ・ご要望に関する情報	トヨタ自動車株式会社	注文主及び登録名義人（使用者）からの商品・サービス等に関するお問い合わせ・ご要望に対し適切に対応すること
表面記載の個人情報及び販売車両・下取車両・当該注文と同時に行われた使用済車引取車両の自動車検査証情報	トヨタ自動車株式会社	トヨタ自動車株式会社として、販売実績を確認のうえ、お客様の取引に応じた有効な販売奨励金をトヨタ車両販売店に対し提供すること
表面記載の個人情報及び自動車登録番号（将来、当社及び当社以外のトヨタ車両販売店がサービス入庫等を通して把握する「表面記載の個人情報及び自動車登録番号」の変更[illegible]を含む。[illegible]）	トヨタ自動車株式会社 注文主及び登録名義人（使用者）が、今後サービス入庫等されるトヨタ車両販売店（含む当社）	注文主及び登録名義人（使用者）に、リコール等市場処置案内を行うこと 提供先の保有するお客様情報を更新すること 注文主及び登録名義人（使用者）が、サービス入庫等される時、ご相談される時等に、迅速、的確な対応をすること

[illegible]報の取扱いについて、ホームページなどにより公表します。
[illegible]://nankai.netz-toyota-dealer.jp/

【リース契約条項】

第1条（リース契約）
貸借人（以下、乙という）は表記(1)記載の自動車（以下、リース自動車という）を借受人（以下、甲という）にリースし、甲はこれを借受けます。
2 本契約は、甲および乙が合意したときを成立日とします。
3 甲は、本契約成立日からリース期間が満了するまでは、本契約の解除または解約が出来ないものとします。
4 甲および乙は、本契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守します。
5 甲および本契約に関して取引の任にあたる甲の役員、または従業員（以下、取引担当者という。）は、本契約に犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下、犯罪収益移転防止法という。）の適用がある場合、同法に基づく取引時確認に直ちに応じます。甲または取引担当者が当該確認に応じない場合、乙は同法に基づき本契約に基づく乙の義務の履行を拒むことができ、これについて甲に対し何らの責任も負わないものとします。
6 リース自動車に係る自動車検査証、軽自動車届出済証、標識交付証明書その他の官公庁発行の書面（以下、自動車検査証等という。）上の所有者は乙とし、自動車検査証等上の使用者は甲または乙が事前に使用を認めた者とします。なお甲は、自動車の使用者に課せられる法令上の一切の責任を負担するものとします。

第2条（リース自動車の引き渡し）
乙は、自らまたは乙の指定する者を介して、甲にリース自動車を引渡します。
2 甲は、外観・機能その他すべての点についてリース目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえリース自動車の引渡を受けるものとします。
3 天災地変、戦争、暴動、内乱、ストライキ等、乙の責に帰し得ない事由または乙の故意もしくは重大な過失が認められない事由によるリース自動車の引渡遅延または引渡不能の場合、乙は責任を負わないものとします。
4 甲が正当な理由なくリース自動車の引渡を受けることを拒みまたは甲の責に帰すべき事由により乙がリース自動車を引渡すことができない場合は、乙は、何ら催告なしに通知のみで、本契約を解除することが出来るものとし、この場合、第22条第2項または第3項を準用します。

第3条（リース自動車の使用・保管）
甲は、善良な管理者の注意をもって、表記(1)記載の場所、または警察署長の証明を受けた、もしくは警察署長に届け出た保管場所にリース自動車を保管するものとし、その費用は甲の負担とします。
2 甲は、乙または乙の指定する者からリース自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立入りまたは説明、資料の提供等の申入れがあったときは、異議なくこれに応じるものとします。
3 甲は、乙からリース自動車に乙の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、異議なくこれに応じるものとします。
4 甲は、リース自動車について、第13条により乙が整備を実施する場合を除き、自らの負担と責任において、エンジン冷却水・バッテリー液・エンジンオイル・ブレーキオイルの点検補充をはじめとする法定の日常点検整備および法定定期点検整備のほか、自動車製造会社の定める取扱説明書およびメンテナンスノートの指示に基づき点検整備を行うものとし、リース自動車の価値を著しく減耗させないよう留意するものとします。
5 甲が前項の点検整備を怠ったことにより、リース自動車に不具合が生じた場合、甲はそれに起因する一切の損害を自ら負担し、乙は、なんらその責任を負わないものとします。

第4条（リース[illegible]）
リース期[illegible]記載の期間とします。
[illegible]ス期間満了前に、自動車検査証の有効期限を迎える場合、甲は、リー[illegible]自動車検査証の有効期限が経過しないよう、自己の責任と負担において、[illegible]両法第62条に定める自動車の継続検査（以下、車検という）を行うものとし、[illegible]査証の有効期間がリース期間満了前に満了を迎えた場合は、自動車検査証の有効期限満了日をもってリース期間が満了したものとみなします。ただし、表記(3)記載のリース料に車検に関する費用が含まれる場合、乙は、双方合意の上取り決めた範囲において、当該費用を負担するものとします。
[illegible]項に基づきリース期間が満了した場合、甲は、第20条および第23条等、本契約に基づく一切の債務を期限に履行しなければならないものとします。なお、甲が自動車検査証の有効期限が切れた状態でリース自動車を利用した場合、乙は一切の責任を負わないものとします。

第5条（リース料および支払方法など）
リース自動車のリース料は表記(3)「リース料」記載のとおりとします。
2 甲は、消費税法の規定に基づく消費税および地方消費税相当額（以下、消費税額という）として表記(3)「消費税等」記載の金額をリース料に付加（以下、リース支払額という）して乙に支払うものとします。
3 甲は乙に対し表記(3)「支払月額」記載の金額を表記(7)記載の支払条件に基づき支払うものとします。
4 甲がリース期間中においてリース自動車を使用しない期間もしくは使用できない期間があるとき、または第13条のメンテナンス、第14条の代車、その他本契約上の乙のサービスを利用しなかったとき、甲はその理由のいかんにかかわらず、リース支払額の変更・減免・返還・猶予等を乙に一切請求しないものとします。

第6条（前払金）
甲は乙に対し双方合意の上取り決めた表記(5)記載のとおり前払金を支払うものとします。
2 甲の前払金は無利息とし、表記(5)に記載する最終回のリース支払額支払期日が到来したときに、何らの通知催告を要することなく、自動的に当該各回リース支払額に充当されます。
3 第20条により甲が残存期間のリース支払額全額を直ちに支払わなければならない事由が発生したときは、前項の規定および期限の到来にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、前払金を甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第7条（保証金）
甲は、本契約から生ずる一切の債務を担保するため、乙が求めた場合は乙に対し表記(6)記載のとおり保証金を支払うものとします。
2 乙は前項の保証金を本契約終了後、甲が乙に対する一切の義務を履行した後、利息を付さないで甲に返還するものとし、甲は本契約期間中、リース支払額・自動車修理代金等に対する債務への充当を請求し得ないものとします。
3 第20条により甲が残存期間のリース支払額全額を直ちに支払わなければならない事由が発生したときは、前項の規定にかかわらず、乙が何らの通知催告を要することなく、保証金を甲の乙に対するどの債務に充当しても甲は異議ないものとします。

第8条（自動車の登録）
甲は、乙が国土交通省等からリース自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することについて、異議ないものとします。
2 乙において、商号変更、住所変更、または合併・会社分割・事業譲渡等に基づくリース自動車の所有権移転等が発生し、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録を行う必要が生じた場合には、乙がこの変更登録・移転登録を行うことを甲は予め承諾すると共に、乙が甲を代理して自動車検査証の記載事項の変更手続を行うことを予め承諾します。また、これらの手続に関連して甲にて対応が必要な事項がある場合には、これに協力するものとします。
3 甲は、氏名、住所もしくはリース自動車使用の本拠の位置を変更する場合、事前に乙に通知するものとし、また、乙の承諾を得てリース自動車の用途、その他の自動車検査証の記載事項を変更する場合は、法令の定めに従い、速やかに自動車検査証の記入等の手続きを行うものとします。また、車両の変更登録が必要な場合には、甲は手続に協力するとともに、変更登録に係る費用を負担するものとします。

第9条（禁止行為など）
甲は、本契約に基づき乙に対して有する債権と、乙またはその承継人に対して有する債務とを相殺出来ないものとします。
2 甲は、リース自動車を第三者に譲渡する、転貸する、または担保に差入れる等、乙の所有権を侵害するような行為をしないものとします。ただし、甲は、乙の書面等による事前の承諾を得た場合に限り、自己の責任において、リース自動車を転貸することができるものとします。
3 甲は、日本国内でのみリース自動車を使用するものとし、日本国外にリース自動車を持ち出してはならないものとします。
4 甲は、乙の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為をできないものとします。
①リース自動車に特別仕様部品（装備品を除く）等、リース自動車の原状を変更すること。
②自動車検査証の記載を変更し、使用の本拠の位置、保管場所などを変更すること。
[illegible]が、当面により甲の所有権を認めた場合を除き、リース自動車に装着または附着した[illegible]

[illegible]通知しなければならず、口頭により通知するとともに、後日書面にても通知するものとします。
④甲または連帯保証人がその住所・氏名・商号または事業の目的その他の締結等に重要な変更をしたとき。
⑤甲または連帯保証人について、犯罪収益移転防止法で定める、実質的支配者、取引担当者に変更が生じたとき。
⑥第20条第2項の事由が生じたとき。
⑦甲または連帯保証人について、第20条3号に掲げる事由の一が生じ、またはそのおそれがあるとき。
⑧リース自動車の使用・保管中に人身または物的損害が生じたとき。
2 甲は、乙および連帯保証人から申し入れがあったときは、甲の事業の状況を説明し、決算期の計算書類その他乙の指定する関係書類を乙および連帯保証人に提出します。

第11条（保険契約の締結）
乙はリース自動車についてリース期間中、継続して甲を被保険者とする表記(9)記載の自動車保険契約を締結するものとし、保険証券は乙が保管し、甲の求めがあった場合はその写を甲に交付します。ただし、車両保険については乙を被保険者とします。
2 特別の事由により第1項に定める自動車保険契約が締結されない場合は、甲は乙の承諾を得たうえで甲の責任において自動車保険契約[redacted]し、リース期間中これを継続するものとし、車両保険については乙を被保険者[redacted]。この場合当該保険契約の締結について、乙は一切の責任を負わない[redacted]た甲は、乙の求めがあった場合は保険証券の写を保険契約締結後直ちに[redacted]ものとします。
3 第1項および第2項の保険契約によ[redacted]損害については、すべて甲が負担するものとします。
4 第1項および第2項の保険契約に自[redacted]られている場合は、その自己負担額についての負担は、甲が負うものとし[redacted]
5 リース自動車に付された車両保険[redacted]われた場合、保険金は乙に帰属するものとし、甲が保険会社から支払を受けた場合には、受領した金額を直ちに乙に引渡すものとします。
6 保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第12条（リース自動車の品質等の不適合）
リース自動車の規格、仕様、品質、性能等（以下、品質等という）が本契約の内容に適合しない場合、またはリース自動車の選択、決定に際して甲に損害があった場合においても、乙は一切の責を負わないものとします。
2 リース自動車に前項に定める品質等の不適合が発見されたときは、甲は保証書の定めに従い、リース自動車の製造会社または販売会社に対し直接保証修理等の履行を請求するものとします。

第13条（メンテナンスサービス）
甲は、リース自動車について本契約期間中、表記(8)記載の指定テクノショップまたは指定工場（以下、指定工場という）で表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるものとします。また、車検（定期点検整備および継続検査）および法定定期点検整備が契約に含まれる場合には、メンテナンスノートに定められた自動車製造会社指定の点検整備も併せて受けるものとします。なお、甲が指定工場以外でのメンテナンスサービスまたは点検整備を希望する場合、乙より事前に承認を受けた工場で受けるものとします。
2 甲は表記(8)以外の整備・修理を受ける場合でも、指定工場で整備・修理を受けるものとします。なお、甲が指定工場以外での整備・修理を希望する場合、乙より事前に承諾を受けた工場で受けるものとします。
3 表記(8)において記載のあるメンテナンス項目、表記(8)において記載のある項目に関する費用および乙または自動車製造会社の責めに帰すべき事由に関する整備・修理に要する費用を除き、甲はリース自動車の修理費用（以下①ないし⑩の費用を含むがこれらに限られない）を負担するものとします。
①表記(8)において記載のあるメンテナンス項目以外の整備・修理に要する費用。
②甲が第3条の定めを遵守しなかったこと、その他甲の故意もしくは過失に起因するリース自動車の修理に要する費用（甲に過失のない自動車事故に起因するリース自動車の修理に要する費用もここに含まれるものとします）。
③第11条によるリース自動車の車両保険で補填されない修理等の費用（保険免責、保険対象外および保険超過費用）。
④甲が乙の承諾なしに全国トヨタテクノショップおよび指定工場以外で独自に行った修理等の費用。
⑤車両本体以外の架装品（パワーゲート、冷凍装置、保冷装置、クレーン、福祉車両のアームリフト、固定装置、ステップ等）の修理等の費用。
⑥天災地変、盗難、悪戯等、甲乙いずれの責にも帰さない不可抗力による損害の修理に要する費用。
⑦経年劣化等によって発生する腐食、劣化、および退色の修理に要する費用。
⑧リース自動車の品質・機能に影響がない現象の修理に要する費用。
⑨法規制の改訂に伴う、整備、修理、改造に要する費用。
⑩表記(2)記載の契約走行距離を超過したことにより発生したと乙が判断し、整備、修理に要したとして乙が請求する費用。
4 甲が表記(8)記載のメンテナンスサービスを受けるとき、または第14条の代車の提供を受けるときは、乙の発行するメンテナンスカードを提示するものとし、この提示がないときは乙が別途代金を甲に対して請求しても異議がないものとします。
5 第20条第1項各号の事由が生じたときは、それ以降メンテナンスカードの提示があっても乙は整備・修理および代車提供を拒むことができるものとします。
6 甲は、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が車検整備等の手続きを代行する時に、放置違反金納付の有無を確認する為に、社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行うことに予め同意します。また、インターネット照会の結果、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が各都道府県警察等に対してのファックスによる照会を要する場合は、甲は所定の同意書に署名または押印するものとします。
7 放置違反金の滞納等に起因して車検整備が遅延または不能となっても乙は一切の責任を負わないものとします。なお、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得に係る一切の費用は甲が負担するものとします。
8 放置違反金の滞納等に起因して車検整備が遅延または不能となった場合は、甲は第14条に基づいて代車を借受けていても、当初の予定通りに返還するものとします。
9 甲は、リース自動車の車検を行う場合において、乙、全国トヨタテクノショップまたは指定工場が保安基準適合証の交付に代えて、当該保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により道路運送車両法で定められている登録情報処理機関に対し、提供することに承諾するものとします。

第14条（代車）
乙は表記(8)においてリース料に含まれる項目として代車の提供の記載がある場合は、その条件において乙の選定するレンタカーを代車として通常の費用負担なく甲に貸渡するものとし、保険補償等の貸渡条件は貸渡すレンタカーの所有事業者（以下、レンタカー所有事業者という）が定める貸渡約款に従うものとします。ただし、乙の責に帰さない事由によって甲が代車借受期間を延長する場合の代車費用、レンタカー所有事業者が有償と定める付帯オプションに関する費用、および代車を破損させた場合等において、レンタカー所有事業者に生じる損害（ノンオペレーションチャージ（NOC：営業補償）を含むがこれに限られない）は、甲の負担とします。
2 甲は、代車の使用・保管に当たっては、本契約に従ってリース自動車と同等の取扱をするものとします。
3 甲が第1項に従い提供を受けた代車の保管・使用等に起因し第三者に損害をおよぼしたときは、甲は乙およびレンタカー所有事業者に対し直ちにこれを通知するとともに、自己の責任と負担において解決するものとします。
4 甲は、代車借受中に、当該代車に関し道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管などの諸費用を負担するものとします。レンタカー所有事業者が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を甲に通知した場合も同様とします。
5 甲は、代車が警察より移動された場合には、レンタカー所有事業者が自らの判断により、代車を警察から引取る場合があることを異議なく承諾するものとします。
6 甲が代車借受中に違法駐車をしたことにより、レンタカー所有事業者が道路交通法第51条の4第1項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合または代車の引取に要した費用その他の損害等を負担した場合には、甲はレンタカー所有事業者に対して放置違反金相当額およびレンタカー所有事業者が負担した費用その他の損害等について直ちに賠償する責任を負うものとします。

第15条（事故処理）
甲は事故が発生した場合は直ちに道路交通法第72条に基づき、危険防止措置および負傷者に対する救護措置をとり、警察署への事故届を行ったうえで、直ちに乙および保険会社に口頭および書面（事故報告書）にて通知するとともに次の各事項を遵守し、保険処理が速やかに行われることに協力するものとします。
①法令および保険約款に定められた処置をとること。
②事故に関して不利益な協定をしないこと。
③証拠の保全をすること。
2 甲は乙または保険会社が事故の処理をなした場合は、その結果について、一切乙に異議を申立てないものとします。

第16条（第三者に対する損害賠償）
次の各号に定める損害が生じたときは、甲は、これを引受けて賠償するものとし、また乙が、リース自動車の賃貸人または所有者であることを理由に直接損害を賠償した場合は、甲は、乙の請求があり次第、直ちにその賠償額および問題解決に要した費用（弁護士費用を含む）を乙に支払うものとします。
①甲によるリース自動車の使用・保管に起因して人的または物的損害（設備にあったリース自動車により引起こされた事故による人的または物的損害を含む）が発生した場合。
②甲が本契約に違反したことにより、乙に損害（乙が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む）が発生した場合。

第17条（自動車の滅失・毀損、契約の終了）
第2条第1項に定めるリース自動車の引渡から、その返還までの盗難、火災、天変地異その他甲・乙いずれの責にも帰さない事由によって生じたリース自動車の滅失、毀損等の一切の危険と費用はすべて甲が負担するものとし、乙が当該費用の支払を行った場合は、甲は乙の請求があり次第直ちに乙に支払うものとします。
2 甲は事故、盗難その他の事由により、リース自動車の占有を失ったときは、速やかに盗難届または紛失届を所轄の警察署に提出するものとします。
3 リース自動車を詐取もしくは盗難され、またはリース自動車が滅失、もしくはリース自動車が毀損、損傷して修理が不能となったときは、乙は、甲に通知して、本契約を終了させることができます。この場合、甲は、第25条に基づき、規定損害金を直ちに乙に支払うものとし、甲が当該規定損害金を支払ったときに、本契約は終了するものとします。
4 甲は、第11条第5項により、乙がリース自動車の滅失・毀損に関し保険金を受領した場合、期限の到来にかかわらず、乙の受取金額を限度として甲の乙に対するどの債務に充当しても異議ないものとします。
5 前項の場合において、乙が受領した保険金受取額が、甲の乙に対する債務を超過する場合はその超過分を乙は甲に返還するものとし、不足する場合は不足分を甲は乙に支払うものとします。

第18条（権利の移転等）
乙は、本契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来ます。
2 乙は、リース自動車の所有権を本契約に基づく乙の権限とともに第三者に担保に入れ、または譲渡することが出来るものとし、甲は、これについて予め承諾します。

第19条（費用の変動および追加）
甲および乙は、次の各号の事由によりリース支払額に含まれる費用の増減が生じた場合は、乙の判断によりその差額を精算するものとし、その支払方法については乙の定めによるものとします。
①公租公課および自動車損害賠償責任保険料の変更に伴い生じた場合。
②法令により費用等が生じた場合。
2 甲は、甲の申し出によるリース自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換などによりリース料の増額または追加が生じた場合は、当該増加または追加した費用を負担するものとし、その支払方法については、乙の定めによるものとします。
3 甲および乙は、自動車保険料の割引率および割増率の変動による保険料の過不足については、精算しないものとします。

第20条（期限の利益喪失）
甲が次の各号のいずれかに該当した場合、甲は当然に本契約から生じる一切の債務について期限の利益を喪失し、甲は乙に対して、その時点において甲が負担する債務を直ちに一括して弁済しなければならないものとします。
①甲が1回でもリース支払額の支払を遅滞したとき。
②リース自動車について著しい損傷・滅失（天変地異等の不可抗力によるものを含み、この責めに帰すべき事由に起因して生じたものを除く）、盗難、紛失、使用取消等の事故を生じたとき、または乙に帰属する権利を侵害するものがあらわれたとき。
③甲について下記に掲げる事由の一が生じたとき。
イ　手形・小切手（乙以外の第三者に対して振出したものを含む）を不渡りにしたとき。
ロ　支払停止・公租公課の滞納または仮差押・仮処分・差押処分・強制執行・競売等の申立てを受けたとき。
ハ　破産手続・特別清算・民事再生・会社更生手続その他の申立てがなされたとき、あるいは[illegible]
ニ　事業の廃止または会社分割等の決議をしたとき。
ホ　解散の決議をしたとき。
ヘ　民事再生もしくは会社更生の請求を受けたとき、または[illegible]
ト　上の[illegible]を受けたとき。
チ　死亡したとき。
リ　信用状態が著しく悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
ヌ　第1条第5項に定める取引時確認において虚偽の申告がなされていたと乙が判断するとき。
④連帯保証人について前号に掲げる事由の一が生じ、甲が乙の認める新たな連帯保証人を立てる旨の要求に応じないとき。
⑤甲に第9条（禁止行為）の各号の一つにでも該当する事由が生じたとき。
⑥甲が本契約の条項または乙との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき。
⑦甲が本契約以外の乙に対する債務の支払を怠ったとき。
⑧第4条第2項に基づきリース期間が満了したとき。

第21条（リース自動車の預かり）
甲に前条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合、または連帯保証人が前条3号の一つに該当した場合、甲は、乙の請求があった時は、直ちにリース自動車を乙または乙の指定する者に引渡すものとします。

第22条（約定による解除）
乙は、甲に第20条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除することが出来るものとします。
2 前項により、本契約がリース期間開始前に解除されたときは、甲は、契約に含まれる費用、リース自動車の処分損等、乙が被った損害を賠償するものとします。
3 第1項により、本契約がリース期間開始後に解除されたときは、甲は乙に対し、第25条に定める規定損害金および未払リース支払額を直ちに現金で一括して支払うものとします。

第23条（リース自動車の返還時の処置）
リース期間が満了したとき、または本契約が解除されたときは、甲は直ちにリース自動車を乙に返還しなければなりません。なお、乙は返還を受けたリース自動車を自由に処分できるものとします。
2 甲はリース自動車を第9条で乙に承諾したものを除き、甲の費用負担で原状に回復（カーナビゲーションシステム、その他情報機器に記録された情報を含む）したうえで乙の指定する場所に返還するものとし、乙が返還を受け、または乙が引き揚げたリース自動車に装着された装備等が有る場合、または車内に残置物がある場合、乙は、当該装備等および残置物を含めてリース自動車を引取り、これを任意に処分できるものとします。この場合、甲は乙に対し、当該装備等および残置物の返還、または損害賠償等の請求を一切しないものとします。
3 甲が第1項の取決めに反してリース自動車を返還しないときは、乙は自らリース自動車を引揚げることができるものとします。
4 甲は、下記に掲げる費用等があるときには、これを乙に支払うものとします。
①リース自動車の返還が遅延したときは、契約終了日の翌日からリース自動車返還日までの間の第5条所定のリース支払額（1ヶ月未満は1ヶ月として計算）。
②返還されたリース自動車が第2条の引渡時の状態と異なるときは、その原状回復に必要な費用。
③甲所有の機器等または車内の残置物の処分に要った費用。
④甲が乙の指定する場所にリース自動車を返還できない場合において、乙が、リース自動車を当該指定場所まで輸送するのに要した費用。
5 乙は、返還を受けたリース自動車を査定する場合、財団法人日本自動車査定協会による査定[illegible]とし、査定料等リース自動車の査定に要する費用は甲が負担するものとします。
6 表記(4)において残価の精算をするとの記載がある場合は、乙は返還を受けたリース自動車について前項により評価を行い、予定残存価額との差額を精算するものとします。
7 甲が道路運送法または貨物自動車運送事業法による自動車運送事業者であるときは、第1項に基づき返還されたリース自動車について、乙が抹消、移転または変更登録を申請出来るように、甲は直ちに道路運送法もしくは貨物自動車運送事業法に定める事業計画の変更または事業廃止の申請等を行なうものとします。

第24条（契約走行距離など）
甲・乙双方は第5条のリース料が、表記(2)記載の契約走行距離を前提に[redacted]であることを確認するものとします。
2 リース自動車が返還されたとき、甲が表記(2)記載の契約走行距離に[redacted]を乗じた距離を超えてリース自動車を走行していた場合には、甲は[redacted]行料をリース自動車返還時に直ちに乙に支払うものとします。

第25条（規定損害金等）
本契約が解除されたときは、甲は表記(4)記載の規定損害金および[redacted]が到来している未払リース支払額を、直ちに乙に支払わなければならないものとします。ただし、リース自動車が返還されたときは、第23条による評価額を、また第11条により乙が車両保険金を受領したときは、その額を控除するものとします。
2 規定損害金の計算方法は次のとおりとします。
①（均等払いのとき）基本額－逓減月額×経過月数
②（不均等払いのとき）基本額－逓減基本額×経過リース料＋リース料総額
3 前項とは別に、解除に際し費用が発生した場合は、発生した全ての費用を甲が負担するものとします。
4 第2項の経過月数とはリース期間開始の日からリース契約が解除された日までの期間の月数とし、経過リース料とは、リース期間開始の日からリース契約が解除された日までに発生したリース料とします。

第26条（権利保全）
乙が本契約による自らの権利を守り回復するため、または第三者より異議訴訟の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとった場合には、甲は、乙が支払った全ての費用を負担するものとします。

第27条（再リース）
甲がリース期間満了2ヶ月前までに乙に対し再リースの申込みをした場合には、甲乙協議のうえリース自動車について新たなリース契約を締結できるものとし、その契約内容は別途定めるものとします。

第28条（遅延損害金）
甲が本契約に基づく債務（リース支払額債務、規定損害金支払債務等）の支払を怠ったとき、または乙が甲のために費用の立替払いをしたときは、甲は、支払うべき期日、または立替払日の翌日から完済の日に至るまで支払うべき金額に対し年利14.6％の割合（1年を365日とする）による遅延損害金を乙に支払うものとします。

第29条（連帯保証人）
連帯保証人は本契約に基づく甲の乙に対する次の各号に掲げる支払債務を保証し、かつ相互に連帯して甲と共に債務履行の責を負うものとします。
①第5条に定めるリース料および消費税額
②第13条に定める修理費等
③第17条に定める本契約が終了した場合の規定損害金
④第22条第2項に定める費用、リース自動車の処分損等乙が被った損害
⑤第23条第4項1号に定める契約終了日の翌日からリース自動車返還日までの間のリース料
⑥第23条第6項に定める予定残存価額との差額
⑦第24条第2項に定める超過走行料
⑧第25条に定める規定損害金および解除までにすでに支払日が到来している未払いリース支払額
⑨前各号に係る第28条に定める遅延損害金
2 乙は必要と認めたときは、甲に対し連帯保証人の追加・変更を求めることができ、この場合、甲は直ちに乙が適当と認める連帯保証人を立てるものとします。
3 連帯保証人は、乙が他の共同連帯保証人の一人に対して債務を免除した場合でも、債務全額の支払を請求されても異議ないものとします。
4 連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証、もしくは担保を変更、解除しても免責の主張および損害賠償の請求をしないものとします。
5 連帯保証人が本契約による債務の一部を弁済し、代位によって乙から権利を取得した場合でも、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、代位権を行使出来ないものとします。
6 連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
①甲は、契約締結時の以下の情報をすべて、法人でない連帯保証人に[illegible]ること、および提供した情報が真実、正確であり、かつ不足がないこと[illegible]て表明および保証します。
ⅰ）財産および収支の状況
ⅱ）主たる債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況
ⅲ）主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容
②法人でない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明および保証します。
7 甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況に関する情報（以下、「甲の履行状況」という）を開示することをあらかじめ承諾します。
8 甲および連帯保証人は、前項に定める甲の履行状況の開示について、乙が、第三者信用機関または信販会社に委託し、当該委託先が連帯保証人に甲の履行状況を開示すること、および、乙が、当該委託に必要な範囲において当該委託先に対して、甲または連帯保証人の個人情報を提供することをあらかじめ承諾します。

第30条（確約事項）
甲および連帯保証人は、本契約の締結日において、甲および連帯保証人（これらの役員および従業員を含む。以下、本条において同じ。）が次のいずれにも該当しないことを確約し、かつ、本契約の有効期間中、次のいずれにも該当しないことを確約します。
①暴力団、暴力団関係団体。
②暴力団員、および暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者。
③暴力団準構成員。
④総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等。
⑤前各号の共生者。
⑥その他、前各号に準ずる者。
2 甲および連帯保証人は如何なる場合でも、甲および連帯保証人が暴力団等反社会的勢力ではないことに関する乙による調査に協力し、乙が必要とする場合、当該調査に必要な情報を提供します。また調査のために乙が甲および連帯保証人の情報（個人情報を含むが、これに限らない。）を第三者に提供することに、甲および連帯保証人は異議なく同意します。
3 甲および連帯保証人は、乙に対し、自ら、または第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わない事を確約します。
①暴力的な要求行為。
②法的な責任を超えた不当な要求行為。
③脅迫、暴力的行為または詐欺的手段の使用等。
④風説を流布し偽計を用い、または威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する等の行為。
⑤自らが反社会的勢力（第1項各号に定める者をいう。以下同じ。）である旨、または、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等の行為。
⑥その他、前各号に準ずる行為。
4 甲および連帯保証人が本条の各項に違反したときは、第20条第1項6号に該当するものとし、これにより甲および連帯保証人に損害が生じた場合にも乙は何らの責任も負担しません。

第31条（特約事項）
表記(10)記載の特約事項は、本契約の一部であり、他の契約条項に抵触する場合はこの特約事項が優先するものとします。

第32条（訴訟管轄）
甲、乙および連帯保証人は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に関する一切の義務履行地を乙の本店・支店または営業所とする。また、本契約に関する争いについては乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第33条（乙の通知あるいは意思表示）
乙が第22条の解除の通知その他本契約に関する意思表示を、本契約書記載または第10条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所宛に発信した場合に、その通知あるいは意思表示が甲または連帯保証人に到達しなかったときは、当該通知あるいは意思表示は通常到達すべきときに到達したものとみなします。

第34条（公正証書）
甲および連帯保証人は、本債務不履行のとき、乙の要求に応じ、直ちに強制執行を受けても異議ない旨の認諾条項を付して本契約の趣旨に従い、公正証書にすることを承諾するものとし、その費用は、甲の負担とします。

第35条（取り立て委任）
甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債権をトヨタファイナンス株式会社またはその他の第三者に取立委任することを予め承諾するものとします。
2 甲および連帯保証人は、第三者の弁済に関する通知が、乙に代わってトヨタファイナンス株式会社またはその他の第三者から甲に対して行われることに予め同意します。

第36条（トヨタファイナンス株式会社への譲渡承諾）
甲および連帯保証人は、乙が必要に応じ、本契約に基づく債権をトヨタファイナンス株式会社へ譲渡担保に供することを予め承諾するものとします。
2 甲および連帯保証人は、譲渡担保の実行に関する通知が、乙に代わってトヨタファイナ[illegible]

リース会社 (右下貸主欄記載の会社となります)
保証会社 トヨタファイナンス株式会社
住所 名古屋市西区牛島町6番1号

お申込日 令和 2年 8月 7日

2 1 2 1 9 0 5 8

※お申込者が法人の場合、代表者名をご記入下さい。

お申込者

私は、「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」の書面を受領した上で、内容を確認・了承します。また私は連帯保証お申込者に契約条項所定の情報を提供しました。

お名前	フリガナ アオタニ コウヒロ 青谷幸浩 ①男性 ②女性 ③法人 生年月日・設立 [redacted]
ご住所	〒 [redacted] フリガナ [redacted] 堺市 [redacted] アパート・マンション名、部屋番号及び「様方」等もご記入下さい。 固定電話 携帯電話 [redacted]
ご住居	1 自己所有 2 家族所有 3 社宅・官舎 4 借家 5 公営公団 6 賃貸マンション 7 アパート 8 寮 9 その他 / 住宅ローン・家賃支払(配偶者を含む) ①有 ②無 / 居住年数 ①1年未満 ②3年未満 ③5年未満 ④10年未満 ⑤10年以上 / 生計を同じくする人数 3人 内・子供 2人
おつとめ先 名称	フリガナ サカイシギカイ ギイン オオサカイシンノカイ 堺市議会議員(大阪維新の会)
おつとめ先 所在地	〒 5 9 0 - 0 0 .. フリガナ サカイシ サカイク ミナミカワラマチ 堺市堺区南瓦町3-1-1F [redacted] 内線
ご職業	1 自営業 2 会社役員 3 会社員 4 公務員 6 専業主婦 7 学生 8 パート・アルバイト 9 年金が主な収入の方 A その他(派遣・嘱託) B 左記以外のお勤めでない方
担当部署	[redacted]
年収	①1000万円未満 ②1000万~3000万円未満 ③3000万~1億未満 ④1億~3億未満 ⑤3億以上 ⑥上場 / 百万円

お支払予定口座

金融機関 ゆうちょ銀行

金融機関の内容は⑦金融機関用の記入欄にご記入下さい

口座名義人	フリガナ アオタニ コウヒロ 青谷幸浩	お申込者と同一にして下さい。

連帯保証お申込者A

私は、「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」の書面を受領した上で、内容を確認・了承します。また私はお申込者から契約条項所定の情報を受領しました。

お名前	フリガナ / ①男性 ②女性 / 昭・平 年 月 日( )才
ご住所	〒 - フリガナ / 固定電話 携帯電話 自宅・呼出(様方)・無
ご住居	1 自己所有 2 家族所有 3 社宅・官舎 4 借家 5 公営公団 6 賃貸マンション 7 アパート 8 寮 9 その他( ) / 住宅ローン・家賃支払 ①有 ②無 / 居住年数 ①1年未満 ②3年未満 ③5年未満 ④10年未満 ⑤10年以上 / 生計を同じくする人数 人 内・子供 人
お申込者との関係	①親子 ②兄弟 ③親戚 ④夫婦 ⑤上役 ⑥同僚 ⑦友人 ⑧代表者 ⑨その他( )
おつとめ先 名称	フリガナ
おつとめ先 所在地	〒 - フリガナ / 電話 - - 内線( ) / 勤続年数 ①1年未満 ②3年未満 ③5年未満 ④10年未満 ⑤10年以上
ご職業	1 自営業 2 会社役員 3 会社員 4 公務員 6 専業主婦 7 学生 8 パート・アルバイト 9 年金が主な収入の方 A その他(派遣・嘱託) B 左記以外のお勤めでない方 / 年収(税込) 万円 / ①はい ②いいえ

連帯保証お申込者B

私は、「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」の書面を受領した上で、内容を確認・了承します。また私はお申込者から契約条項所定の情報を受領しました。

お名前	フリガナ / ①男性 ②女性 / 昭・平 年 月 日( )才
ご住所	〒 - フリガナ / 固定電話 携帯電話 自宅・呼出(様方)・無
ご住居	1 自己所有 2 家族所有 3 社宅・官舎 4 借家 5 公営公団 6 賃貸マンション 7 アパート 8 寮 9 その他( ) / 住宅ローン・家賃支払 ①有 ②無 / 居住年数 ①1年未満 ②3年未満 ③5年未満 ④10年未満 ⑤10年以上 / 生計を同じくする人数 人 内・子供 人
お申込者との関係	①親子 ②兄弟 ③親戚 ④夫婦 ⑤上役 ⑥同僚 ⑦友人 ⑧代表者 ⑨その他( )
おつとめ先 名称	フリガナ
おつとめ先 所在地	〒 - フリガナ / 電話 - - 内線( ) / 勤続年数 ①1年未満 ②3年未満 ③5年未満 ④10年未満 ⑤10年以上
ご職業	1 自営業 2 会社役員 3 会社員 4 公務員 6 専業主婦 7 学生 / 年収(税込)

自動車の目録

お申込み	新車: 新規リース・再リース / U-Car: 新規リース・再リース
登録番号	陸運事務所名 [redacted] 分類番号 [redacted] かな [redacted] 番号 [redacted]
車種名	ヴォクシー / 色 ホワイトパール
型式	3BA-ZRR80G-BPXSP(E) / 駆動 2WD・4WD・その他
グレード	ZS キラメキ
車台番号	[redacted]
燃料	ガソリン・軽油・その他
初度登録年月	R2.10 / 使用の本拠の位置
原動機の種類	車両保険付保 有・無
使用名義人=お申込者・その他( )	
お取引	下取車 有(車名 〈年式 年〉)・無
主な使用目的	①通勤・通学 ②買物・レジャー ③送迎 ④商用 ⑤その他( )

「個人情報の収集・利用・提供・登録に関する同意条項」(本書面裏面)について、必ず内容をよくお読みになった上で、お申込み下さい。

項目	金額
① リース料総額	432,000円
② 消費税・地方消費税額	43,200円
③ リース支払総額 ①+②	475,200円
④ 前払金等	円
⑤	円
⑥ 保証委託リース料 ③-④	475,200円

リース期間	自 令和2年10月6日 至 令和7年10月5日 60ヵ月
基本額	366,045円
逓減月額	4,719.8円

支払方法: 預金口座振替

承認番号等

お申込み 営業車両 (新車 新規リース) 一体型保険 □新規 □車両入替

連帯保証契約は、リース契約・保証委託契約が成立し、別途作成する契約書に連帯保証お申込者がご捺印されることにより成立します。

承認番号: 4 5 3 0 1 1 0 0 0 8 0 0 1 8 1

共用整理番号(トヨタ整理番号):

注文No.:

販売店整理番号: 03374268

契約日: 令和 年 月 日

非定型支払明細: 有・(非定型支払の明細を添付・割印して下さい。) 無

毎月の支払期日

毎月の支払期日 (2日)・(17日) 支払回数 60回

支払期間	自 令和2年11月 至 令和7年10月
支払方法	①均等払 ②ボーナス併用払 ③その他
通常月 第1回目支払額	7,920円
第2回目以降支払額	7,920円 × 59回
ボーナス支払開始年月	令和 年 月
ボーナス月 支払月	月 / 支払額 円×回
	月 / 円×回

貸主

住所	堺市西区浜寺諏訪森町西1丁24番地
販売店	ネッツトヨタ南海株式会社 代表取締役 久保尚平
店舗名	諏訪森店
スタッフ	[redacted]
販売店コード	45301
店舗コード	033
店舗TEL	072-262-8888
スタッフコード	[redacted]

お客様へのお願い
お申込みの際は「お申込みの内容」をよく読んでから、十分ご納得の上、太枠内にお客様ご自身でご記入下さい。(複写式のため、ボールペンで強くご記入下さい。)お申込みを受けましてもご希望に添えない場合もございますので、予めご了承下さい。連帯保証お申込者は、契約成立の際連帯保証人となる方に限ります。

お客様へ必ずお渡し下さい

第3条（各種サービス実施にかかる利用）
甲及び連帯保証お申込者は、乙及び丙が収集した属性情報及び契約・取引情報を以下の目的の範囲内で相互利用することに同意します。
1 乙の事業及び丙のクレジット関連事業を含む金融サービス事業において取扱う商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、自動車とその関連商品・住宅・船舶及び金融商品並びに乙の取扱う商品・サービス等に関するアンケートの実施、並びにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施するため。
2 乙の事業及び丙のクレジット関連事業を含む金融サービス事業における市場調査、商品開発及び営業活動のため。
3 丙が、提携企業から委託を受けて行う宣伝印刷物の送付・eメールの送信等による商品等のご案内、営業活動及び市場調査のため。
※なお、上記の丙の具体的な事業内容については、丙のホームページ等に記載してお知らせしております。
丙 https://www.toyota-finance.co.jp/

第4条（個人信用情報機関への照会及び登録・利用）
(1) 丙は、甲及び連帯保証お申込者の支払能力・返済能力の調査のために、丙が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、甲及び連帯保証お申込者の個人情報が登録されている場合には、割賦販売法（昭和36年法律第159号）により、支払能力・返済能力の調査の目的に限り、当該個人情報を利用します。
(2) 甲及び連帯保証お申込者の本契約に基づく個人情報、客観的な取引事実が、丙の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、丙が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、甲及び連帯保証お申込者の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されること。

登録情報	登録期間
1 本契約に係る申込みをした事実	丙が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間
2 本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内
3 債務の支払を延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間

(3) 丙が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記の通りです。また、本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し同意を得るものとします。

記

○（株）シー・アイ・シー（CIC）
（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階
TEL（フリーダイヤル）0120-810-414 ホームページ［https://www.cic.co.jp/］
※（株）シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧下さい。
(4) 丙が加盟する個人信用情報機関（（株）シー・アイ・シー）が提携する個人信用情報機関は、下記の通りです。

記

○全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
TEL03-3214-5020
ホームページ［http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/］
※全国銀行個人信用情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同情報センターが開設しているホームページをご覧下さい。
2. ○株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館
TEL（ナビダイヤル）0570-055-955
ホームページ［https://www.jicc.co.jp/］
※（株）日本信用情報機構は、主に貸金業者を会員とする個人信用情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧下さい。
(5) 丙が加盟する個人信用情報機関に登録する個人情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、性別、勤務先、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量／回数／期間、契約額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況となります。
(6) 個人信用情報機関の業務内容等についての詳細は、各機関のホームページで公表しております。

第5条（個人情報の提供・利用）
(1) 丙は、個人情報の保護措置を講じた上で、以下の内容の情報を、以下の目的で利用するため、丙と個人情報の提供に関する契約を締結した以下の提供先（以下「情報提供先」という）に、甲及び連帯保証お申込者の個人情報を提供します。
①提供先 トヨタ自動車株式会社 〒471-8571 愛知県豊田市トヨタ町1番地
［提供内容］属性情報、契約・取引情報
［目的］トヨタ自動車の事業において、トヨタ自動車が提供する製品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、自社製品・サービスに関するアンケートを実施すること、並びにトヨタ製品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発及び営業活動。
②提供先 乙
［提供内容］属性情報、契約・取引情報
［目的］乙の事業において、乙が提供する商品・サービス等について宣伝印刷物の送付・eメールの送信等の方法によりご案内すること、自社商品・サービスに関するアンケートを実施すること、並びに乙商品ユーザーへの各種サービスを実施すること等の市場調査、商品開発、営業活動及びサービス履行活動
(2) 上記①～②の提供先への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から5年間とします。
なお、上記①～②の提供先における個人情報の利用期間については、各社にお問合せ下さい。
(3) 本契約の有効期間中に第1項の提供・利用先が新たに追加された場合には、甲及び連帯保証お申込者に書面により通知し、同意を得るものとします。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）
(1) 甲及び連帯保証お申込者は、第4条で記載する個人信用情報機関並びに第5条で記載する情報提供先に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
①乙及び丙に開示を求める場合には、第9条記載のお客様相談窓口に連絡して下さい。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続につきましては、当社のホームページでお知らせしております。
（URL）https://www.toyota-finance.co.jp/
②個人信用情報機関に開示を求める場合には、第4条記載の個人信用情報機関に連絡して下さい。
③情報提供先に対して開示を求める場合には、第5条記載の各情報提供先に連絡して下さい。
(2) 前項の場合、甲及び連帯保証お申込者は、本人であることを証明するための書類（自動車運転免許証、パスポート等）を提示する等所定の手続により行うとともに所定の手数料を負担するものとします。また、甲及び連帯保証お申込者が、丙が加盟する個人信用情報機関に対して開示請求する場合、当該機関の定める手続により行うものとします。
(3) 開示請求により、万一個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、丙は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第7条（本同意条項に不同意の場合）
(1) 丙は、甲及び連帯保証お申込者が本契約の必要な記載事項（申込書に甲及び連帯保証お申込者が記載すべき事項）を記載できない場合及び本契約の内容を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。但し、本同意条項第3条及び第5条に同意しないことを理由に丙が本契約をお断りすることはありません。
(2) 甲及び連帯保証お申込者が、第3条及び第5条に同意しない場合、丙は第3条及び第5条記載のすべての提供・利用を行わないものとします。この場合、第3条及び第5条に記載した利用目的に関連して甲及び連帯保証お申込者に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、甲及び連帯保証お申込者は予め了承します。

第8条（個人情報の提供・利用の中止の申出）
本同意条項第3条及び第5条による同意を得た範囲内で丙が当該情報を利用・提供している場合であっても、中止の申出があった場合、それ以降の第3条に基づく乙及び丙での利用及び第5条に基づく丙から情報提供先への提供を中止する措置をとります。この場合、第3条及び第5条に記載した利用目的に関連して甲及び連帯保証お申込者に提供されるサービスの全部又は一部を受けられないことについて、甲及び連帯保証お申込者は予め了承します。

第9条（個人情報に関するお問合せ先）
宣伝印刷物の送付等の中止、提供先企業への個人情報の提供中止及び個人情報の開示・訂正・削除についての請求、その他甲及び連帯保証お申込者の個人情報に関するお問合せ・ご意見は、下記の丙お客様相談窓口までお願いします。なお、丙では個人情報保護を推進する管理責任者として個人情報保護管理者（コンプライアンス担当役員）を設置しています。
［対応部署］お客様相談窓口
［住 所 等］〒451-6014 名古屋市西区牛島町6番1号 名古屋ルーセントタワー
TEL（名古屋） 052-239-2533
TEL（東 京） 03-5617-2533

第10条（本契約が不成立の場合）
本契約が不成立の場合は、第2条及び第4条第(2)項に基づき一定期間利用されますが、それ以外の利用はありません。

第11条（同意条項の変更）
(1) 本同意条項は法令に定める手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。
(2) 本同意条項のうち、個人情報の収集・利用の目的、提供先の追加、及び提供先の利用目的について変更が生じた場合は、甲及び連帯保証お申込者に通知し、同意を得るものとします。
(3) 前項以外の事項について変更が生じた場合は、必要に応じ甲及び連帯保証お申込者に通知するものとします。

第12条（通知・受領事務の委託）
甲及び連帯保証お申込者は、本契約に基づく取引を円滑に進める目的のため、その限度で以下の事務手続において、甲及び連帯保証お申込者の個人情報を含む情報を、乙丙間で相互に通知、受領及び交換することを、予め乙及び丙に対して委託するものとします。
①審査の諾否に関する事項（否決理由を除く）
②精算及び完済に関する事項
③住所及び自動車の使用の本拠の位置等の変更に関する事項
④自動車の所有名義及び所有権登録に関する事項
⑤その他本契約において必要となる事項

第13条（企業情報の利用）
甲及び連帯保証お申込者が法人又は団体の場合、甲及び連帯保証お申込者の企業情報は、丙と丙の提携するトヨタ販売店又はトヨタグループに属する企業との間で、相互に利用されます。

後納郵便

[redacted]

阪府　堺市 [redacted]

青谷　幸浩　様

[redacted]

45301

親展

KC016816

い合わせ先

タファイナンス株式会社　名古屋センター

052-239-2511

ルマのクレジットに関するFAQはこちら

人

トヨタファイナンス株式会社

60-0003 名古屋市中区錦二丁目１７番２１号
ＮＴＴデータ伏見ビル別館

ご案内は内側をご確認ください。

①

よりゆっくりていねいに開いて中をご覧ください。
のはがきが湿っている場合は、十分に乾かしてから開けてください。

お支払金一覧表

[redacted]

この度は、弊社をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
お客様のお支払金は、ご指定口座より預金口座振替にて自動引落しさせていただきますので
明細をご案内いたします。なお、金融機関が休業日の場合は翌営業日のお引落しとなります。
この一覧表は、お支払の完了まで大切にお持ちくださいますようお願い申し上げます。
お知らせ

初回お支払は事務都合により、下記一覧通り2回分まとめてご請求となります。ご留意下さい。
本契約以外で弊社とご契約があり、かつお支払日および支払口座が同一の場合は、まとめて
ご請求させていただきます。
なお、各契約ごとの請求をご希望の場合は、それぞれにお手続きが必要となります。

回数	お支払期日	お支払金額（円）	お支払後残高（円）
001	20201202	79200	4672800
002	20201202	79200	4593600
003	20210102	79200	4514400
004	20210202	79200	4435200
005	20210302	79200	4356000
006	20210402	79200	4276800
007	20210502	79200	4197600
008	20210602	79200	4118400
009	20210702	79200	4039200
010	20210802	79200	3960000
011	20210902	79200	3880800
012	20211002	79200	3801600
013	20211102	79200	3722400
014	20211202	79200	3643200
015	20220102	79200	3564000
016	20220202	79200	3484800
017	20220302	79200	3405600
018	20220402	79200	3326400
019	20220502	79200	3247200
020	20220602	79200	3168000
021	20220702	79200	3088800
022	20220802	79200	3009600
023	20220902	79200	2930400
024	20221002	79200	2851200
025	20221102	79200	2772000
026	20221202	79200	2692800
027	20230102	79200	2613600
028	20230202	79200	2534400
029	20230302	79200	2455200
030	20230402	79200	2376000

※ご契約者様（または連帯保証人様）以外からのお問い合わせにはお答えできない場合もございますので、予めご了承ください。

ご契約番号	[redacted]
ご契約日	2020年10月
お取扱販売店	ネッツトヨタ南海株式会
利用商品名	トヨタクレジット（リース保証
お支払金合計	4,752,000
車両登録番号	[redacted]

2020年11月17日

口座振替ご指定口座

金融機関			紀陽銀
支　店			息ケ丘支
科　目	普通	口座番号	[redacted]

※個人情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示としております。

回数	お支払期日	お支払金額（円）	お支払後残高（円）
031	20230502	79200	2296800
032	20230602	79200	2217600
033	20230702	79200	2138400
034	20230802	79200	2059200
035	20230902	79200	1980000
036	20231002	79200	1900800
037	20231102	79200	1821600
038	20231202	79200	1742400
039	20240102	79200	1663200
040	20240202	79200	1584000
041	20240302	79200	1504800
042	20240402	79200	1425600
043	20240502	79200	1346400
044	20240602	79200	1267200
045	20240702	79200	1188000
046	20240802	79200	1108800
047	20240902	79200	1029600
048	20241002	79200	950400
049	20241102	79200	871200
050	20241202	79200	792000
051	20250102	79200	712800
052	20250202	79200	633600
053	20250302	79200	554400
054	20250402	79200	475200
055	20250502	79200	396000
056	20250602	79200	316800
057	20250702	79200	237600
058	20250802	79200	158400
059	20250902	79200	79200
060	20251002	79200	0

上記お支払回数をこえるご契約の場合は、
表面②より開いて中をご覧ください。